

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所
櫻木 陽一	松山市堀江町
大塚 春子	松山市東長戸二丁目
菅 徹	松山市北土居四丁目
宮内 裕子	松山市東石井五丁目

(提案理由)

人権擁護委員のうち、櫻木陽一氏、大塚春子氏、菅徹氏、宮内裕子氏は、令和 2 年 6 月 30 日に任期満了となるものであり、その後任候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

人権擁護委員法 (抄)

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。